

土地改良法改正案に関する国会論議

— 土地改良区における耕作者の意見の反映と事務の効率化 —

田辺 真裕子

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業を施行することを目的に、地域の耕作者や農地の所有者を組合員として設立される公共的な法人である。

第 196 回国会に提出された土地改良法改正案は、土地改良区について、准組合員制度の創設など耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制への移行と、土地改良区連合の業務の拡充など事務の効率化に必要な措置を講じようとするものであり、平成 29 年、第 193 回国会において行われた土地改良事業の整備のための土地改良法改正と合わせ、農業競争力強化プログラムに示された真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直しを措置するものである。改正案は、30 年 6 月 1 日に参議院本会議で可決され、成立した。施行期日は 31 年 4 月 1 日である（経過措置あり）。

衆参両院の農林水産委員会における審議では、土地改良区の将来像とそれを踏まえた准組合員制度創設の趣旨、賦課金・夫役の分担の在り方、事務の効率化やコスト削減に有効な土地改良区連合の業務拡充、適切な施設更新のための財務会計制度の見直しや支援の在り方等について議論が行われた。

地域ごとに土地改良区の実態が異なるため、導入された制度の運用や本改正の効果について、注視が必要である。

1. 提出の経緯と審議経過

平成 28 年 11 月 29 日に「農林水産業・地域の活力創造本部」（本部長：内閣総理大臣）において決定された「農業競争力強化プログラム¹」において、真に必要な基盤整備を円滑

¹ 農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、①生産資材価格の引下げ、②流通・加工の構造改革、③人材力の強化、④戦略的輸出体制の整備、⑤原料原産地表示の導入、⑥チェックオフの導入、⑦収入保険制度の導入、⑧土地改良制度の見直し、⑨農村の就業構造の改善、⑩飼料用米の推進、⑪肉用牛・酪農の生産基盤強化、⑫配合飼料価格安定制度の

に行うための土地改良制度の見直しを行うとされた。見直し事項のうち、農地中間管理機構²が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設すること等については、平成 29 年、第 193 回国会の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）改正³により措置された⁴。

また、同プログラムにおいて、土地改良区の組合員資格については、「農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆 1 資格⁵などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き、検討していく。」とされ、土地改良区の体制についても、「土地改良区の組織体制が弱体化する中で、合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化や、市町村や県土連⁶、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大、小水力発電の導入など土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進する。」とされていたが、これらの事項については平成 29 年の改正では措置されず、引き続き、検討していくとされた。

その後、食料・農業・農村政策審議会の農業農村振興整備部会において、土地改良区の在り方等について議論が行われるなど、これらの事項についても、政府において検討が行われた。

検討を受けて、政府は平成 30 年 3 月 9 日、「土地改良法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第 196 回国会（常会）に提出した（閣法第 49 号）。

5 月 10 日に衆議院農林水産委員会において本案の趣旨説明を聴取し、15 日に質疑・採決が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が行われた。18 日の衆議院本会議において、本案は全会一致をもって可決され、参議院に送付された。

5 月 29 日に参議院農林水産委員会において本案の趣旨説明を聴取し、31 日に質疑・採決が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が行われた。6 月 1 日の参議院本会議において、本案は全会一致をもって可決され、成立した。

安定運営、⑬生乳の改革、に取り組み、更なる農業の競争力強化を実現するとしてプログラムで、それぞれの項目に対応した法改正や予算措置、検討等が行われている。

² 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、平成 26 年に全都道府県に 1 つずつ指定された一般社団法人又は一般財団法人で、農地の中間的受け皿の役割を担っている。

³ 「土地改良法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 39 号）

⁴ 田辺真裕子「農村振興関連 2 法に関する国会論議—土地改良法及び農村地域工業等導入促進法の改正—」『立法と調査』No. 391（平 29.8）参照。

⁵ 土地改良法上、農用地に係る事業参加資格者は、原則として耕作者（自作地は所有者（＝耕作者）、所有者以外の使用収益権者が耕作する農用地（小作地）は使用収益権者）とされており、例外的に小作地について、所有者が申し出て農業委員会の承認を得た場合には、所有者を事業参加資格者とするものとされている。このように、土地改良事業に参加する資格を有する者は、一筆の土地について所有者又は所有者以外の使用収益権者のいずれかに定められることとされており、双方が同時に資格者となることはないこととされている。

⁶ 都道府県土地改良事業団体連合会の略称。土地改良事業を行う者の協同組織で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営のため、会員の共同の利益の増進を目的として、会員が行う土地改良事業への技術的援助、情報提供等を行う。会員は、都道府県の区域内において土地改良事業を行う者や、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、市町村等である。

2. 改正案の概要

(1) 土地改良区の体制と現状

土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業（農業水利施設や農道の建設・維持管理、農地の整備等）を施行することを目的に、地域の耕作者や農地の所有者を組合員として設立される公共的な法人である。

近年の高齢化による離農や農地の利用集積の進展により、農地の所有と経営の分離が進む中で、土地改良区の組合員についても、耕作をしない農地所有者である土地持ち非農家の増加が見込まれている。

また、組合員数や職員数が減少し、土地改良区の業務執行体制は脆弱化している。土地改良区の体制強化のため、合併等も行われているが、専任職員が不在の土地改良区が全体の半数近くを占めるなど、業務執行体制に課題がある。

(2) 改正案の概要

改正案は、土地改良区の組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の地区内で土地持ち非農家の増加が見込まれる状況の下、土地改良施設の維持管理や更新等を適切に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していく必要があること、また、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要であること等を背景として、土地改良区の業務運営の適正化を図るための措置を行うもので、主な内容は以下のとおりである。

○組合員の資格交替の円滑化等

① 准組合員制度の創設

土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べるができる。また、准組合員は、組合員との間で賦課金・夫役⁷の一部を分割して負担することができる。

② 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止

所有者から耕作者へ組合員資格を交替する場合における農業委員会の承認制を廃止し、届出制とする。また、農地中間管理機構が農地の貸借に係る組合員の資格得喪を土地改良区に通知したときは、資格得喪通知をしたものとみなす。

○理事の資格要件の見直し

土地改良区の理事の定数の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員とする。

○利水調整のルール化

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとする。

⁷ 土地改良区が行う事業に要する経費に充てるため、組合員から徴収する金銭を賦課金といい、労働を夫役という。賦課金は定款で定められるが、一般的に、施設の維持管理などに充てる経常賦課金と、工事に要した費用に充てる特別賦課金がある。夫役の内容としては、農道の舗装、法面の草刈り、水路の泥上げ、水路の見回り等がある。

○施設管理准組合員制度の創設

土地改良区は、地域住民を構成員とする団体を施設管理准組合員とすることができる。施設管理准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることができる。また、施設管理准組合員には、土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

○総代会制度の見直し

- ・総代会の設置要件を組合員数 200 人超から 100 人超とするとともに、総代の定数を 30 人以上とする。
- ・総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止する。
- ・総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

○土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改進黨業のほか、共同して事務や附帯事業を行うため、土地改良区連合を設立することができる。

○財務会計制度の見直し

① 複式簿記の導入

土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備する。

② 員外監事の導入

土地改良区の監事のうち 1 人以上は、原則として員外監事を選任するものとする。

3. 国会における主な論議

(1) 准組合員制度の創設

ア 准組合員制度導入による土地改良区の将来像

貸借地における土地改良区の組合員は原則耕作者とされているが、農林水産省は、実態として、北海道、東北、北陸は耕作者の割合が高い一方で、関東以西、東海、近畿、中四国、九州は所有者の割合が高く、地域的に偏在があるとしている⁸。所有者が組合員となっている理由について農林水産省は、悉皆調査は難しいとして、法案提出に当たり行ったアンケート調査の結果を紹介しており⁹、当該調査では、「所有者が費用負担をして建設事業をしないと農地を借りてもらえないため」が 76%、「従来からの慣行や土地改良区からの要請」が 43%、「建設事業が区画形状の変更など所有権に関わるものであるため」が 32%、「その他」が 8%となっている¹⁰。

准組合員制度導入による土地改良区の将来像について問われた農林水産省は、土地改良区によって歴史や地域性があり一概には言えないが、耕作者が正組合員¹¹として土地

⁸ 第 196 回国会衆議院農林水産委員会議録第 14 号 6 頁（平 30.5.15）

⁹ 第 196 回国会参議院農林水産委員会議録第 19 号 8 頁（平 30.5.31）

¹⁰ 平成 25 年に実施したサンプル調査（386 地区）において「所有者が組合員となっている割合が 6 割以上」と回答した土地改良区（221 地区）を対象に行ったアンケート調査（複数回答可）。（出所：農林水産省農村振興局「今後の土地改良区の在り方について」（平成 30 年 1 月 16 日）

¹¹ 土地改良法上は「組合員」であるが、ここでは准組合員と区別するために、准組合員でない組合員を「正組

改良区的意思決定を行い、所有者が准組合員として運営を支えることが考えられるとした¹²。

イ 准組合員制度創設の趣旨

准組合員制度創設に当たり、齋藤農林水産大臣は、土地改良区関係者からの意見聴取において、組合員が減少する中で、土地改良区の適正な運営のためには組合員ではない所有者にも協力を求めることが不可欠であるとの意見があったと述べた¹³。

また、准組合員制度創設の趣旨について、農林水産省は、現行制度の下で所有者から耕作者への組合員の資格交替をした場合、耕作者はこれまで所有者が負っていた賦課金や夫役を負担することとなるため、所有者から耕作者への資格交替は段階的に進めていくことが有効であるとの考えから、現在は組合員でない耕作者がまずは准組合員として土地改良区の運営に参画するとともに、所有者から耕作者への資格交替をする際、所有者が准組合員として引き続き土地改良区の運営に参画することができるようにするためとしている¹⁴。

なお、衆参農林水産委員会の附帯決議において、「土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること」を政府に求めている。

ウ 賦課金・夫役の分担の在り方

賦課金・夫役の分担について農林水産省は、原則として土地改良法上は正組合員が負担することに変わりはないが¹⁵、改正案では、准組合員と正組合員で合意が得られた場合に准組合員が一部を負担することができるとし、合意が得られない場合には原則どおり正組合員が負担するとした¹⁶。また、分担の割合について、耕作者が准組合員となる場合、准組合員の分担部分を最初は少なくして段階的に増やしていく等、様々なバリエーションが考えられるとした¹⁷。

エ 制度導入を任意とした理由

准組合員制度について農林水産省は、准組合員制度を導入するかどうかは土地改良区の任意であり、定款で准組合員資格を定めた場合でも、准組合員として加入するかどうかは当事者の任意であり、また、准組合員と正組合員で賦課金・夫役を分担するかどうかも任意で、その分担の割合については当事者間の合意によると説明した¹⁸。

制度の導入を任意とした理由について、農林水産省は、各土地改良区における組合員の状況が様々であることに鑑み、制度を全国一律に導入することは適当ではなく、地域

合員」と表現している。

¹² 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号11頁（平30.5.15）

¹³ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号6頁（平30.5.15）

¹⁴ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号11頁（平30.5.15）

¹⁵ 土地改良法上は賦課金・夫役は組合員が負担するとなっているものの、実態としては組合員ではない所有者又は耕作者が負担しているケースもある。

¹⁶ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号8頁（平30.5.31）

¹⁷ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号11頁（平30.5.31）

¹⁸ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号7頁（平30.5.15）

の営農状況や土地改良区の状況を十分に考慮し、各土地改良区で判断する必要があるためとしている¹⁹。

(2) 理事の資格要件の見直し

理事の5分の3以上を原則として耕作者たる組合員とする趣旨について、農林水産省は、組合員たる土地持ち非農家が理事の大部分を占めるようになると、耕作者の意見が反映できなくなるおそれがあるためとしている。また、耕作者たる組合員が少ない土地改良区においては、特定の耕作者に理事職が回ってきて、営農に支障が出ることも懸念されるため、そのような場合には農林水産省令で例外規定を定めると説明した²⁰。

(3) 施設管理准組合員制度の創設

ア 施設管理准組合員制度創設の趣旨

施設管理准組合員制度に関して、農林水産省は、農業用水の水源から末端の圃場まで農業用水を安定的に供給するためには、土地改良区において、土地改良施設の維持管理、更新を適正に行う必要があるが、高齢化や規模拡大等による組合員数の減少により、土地改良施設の維持管理が十分に行われなくなる懸念があるため、多面的機能支払²¹の活動組織を始めとする地域の活動組織が土地改良区の管理する施設の草刈りや泥上げなどについて協力できる仕組みとして、施設管理准組合員制度を創設したいとした²²。

また、地域の共同活動に参加する人の確保が難しい現状があり、地域の活動組織が施設管理准組合員として積極的に参加するかどうか疑問であるとの指摘がなされた。これについて農林水産省は、全国約4,600の土地改良区のうち、約2,500の土地改良区の地区内において、延べ約18,000の多面的機能支払の活動組織が存在しており、活動組織に対する意向調査は行っていないものの、土地改良区に対するアンケート調査において、活動組織が存在する約2,500の土地改良区のうち、1,900の土地改良区で、土地改良施設の維持管理には活動組織を始めとする地域住民の協力が不可欠であるとの要望が示されたとした²³。

イ 施設管理准組合員のメリット

地域の活動組織が施設管理准組合員となることのメリットとして、農林水産省は、総会に出席し、自分たちの活動がより一層うまく回るよう、農業用水の通水時期や水量等について意見を述べるのが可能になること、多面的機能支払交付金に係る事務について、土地改良区の事務局体制を使うことも、事務負担の軽減上可能であることを挙げた²⁴。

¹⁹ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号16頁(平30.5.15)

²⁰ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号19頁(平30.5.31)

²¹ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するもの。平成30年度予算において、多面的機能支払交付金に468億1百万円が計上されている。

²² 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号20頁(平30.5.15)

²³ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号11頁(平30.5.31)

²⁴ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号20頁(平30.5.15)

(4) 利水調整のルール化

ア 利水調整のルール化の趣旨

利水調整のルール化に関し、農林水産省は、従来、均一的な農家が同品種のものを作付けしていたことから、農業用水を公平に分配することで足りていたが、品種の多様化等により作期も拡大し、水需要が拡大していること、出作・入り作が進展する中で、地区外から入ってきた耕作者が組合員とならない場合、土地改良区の水配分について意見を言うことができないことから、耕作者が准組合員として意見を言うことができる制度とするほか、利水調整規程を総会で決めるとしており、水管理の透明化が図られることを期待していると説明した²⁵。

また、利水調整規程の策定について、農林水産省は、法律の施行日以降、最初に招集される通常総会までに総会決議を経て決められるものとし、現場の混乱がないよう、模範例を策定するとした²⁶。

イ 関係機関の協議の場の設置

利水調整のルール化について、耕作者の経営規模の拡大、稲の作付け品種の多様化により、農業用水の需要時期や水量に変化が生じている実態に即し、利水調整規程の策定をルール化することは、耕作者の意向をよりの確に反映させた公平・適正な農業用水の配分を実現する上で有効であるとの指摘がなされた。一方で、農業用水は有限の資源であり、配分に歴史的な慣行がある地域もあるなど、極めて複雑で、地域によって千差万別であることから、農業用水の配分に当たり、関係する土地改良区や水利組合等の協議の場の設置が必要ではないかと問われた。これについて農林水産省は、複数の土地改良区や水利組合等が農業用水の配分に関与している場合には、関係者の協議の場の設置が必要であり、利水調整規程の模範例の中で協議の場の設置について規定し、周知していきたいとした²⁷。

(5) 総代会制度の見直し

ア 総代の定数見直し

これまで総代の定数が組合員数に応じて決まっていた趣旨について、農林水産省は、法制定当時の自作農の経営規模が均一な中で、地域の農業者の代表であるという総代の性格を担保するということから、組合員数に応じて下限の人数が定められてきたとしている。一方で、近年、高齢化や耕作者への農地集積の進展などにより、組合員数が減少している中で、組合員の経営規模にも大きな開きが出てきており、現行制度のように組合員数に応じて段階的・機械的に総代定数の下限を設けることが、かえって地域の農業者の意見を代表していることにならない可能性があると考え、総代の定数について、法律上は必要最低限の人数を確保し、実際には地域の実情に応じてそれぞれの土地改良区

²⁵ 第196回国会参議院農林水産委員会会議録第19号17頁(平30.5.31)

²⁶ 第196回国会参議院農林水産委員会会議録第19号4頁(平30.5.31)

²⁷ 第196回国会参議院農林水産委員会会議録第19号4頁(平30.5.31)

が定める方向で改正を行いたいとした²⁸。

イ 総代選挙における選挙管理委員会による管理の廃止

総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止する理由として、農林水産省は、現状、ほとんどの土地改良区において総代選挙は無投票である一方で、選挙人名簿の作成などに係る選挙費用の負担や事務負担があること、選挙管理委員会サイドからも、土地改良区の総代選挙に関する事務を土地改良区へ移管する要望が出されていたことを挙げている²⁹。

選挙管理委員会による管理の廃止による支障は生じないのかと問われた農林水産省は、各土地改良区の自治に委ねられている役員選挙の経験もあり、他法令団体³⁰での実績もあることから、現場に支障が生ずることはないと考えられるが、しっかりフォローアップをしていきたいと述べた³¹。

(6) 土地改良区連合の業務の拡充

土地改良区連合の業務範囲を拡充する趣旨について、谷合農林水産副大臣は、今後、土地改良区の体制の脆弱化が見込まれる中、事務の効率化、コスト削減を図るためには、土地改良区の手務や附帯事業を共同で行う取組を進めていく必要があるためとしている³²。また、農林水産省は、土地改良区の基盤強化を図るため、合併は一定程度実施されているものの、経常賦課金や積立金等の資産、負債等に格差がある場合や事業形態が異なる場合には、直ちに合併する合意形成が難しい場合も多く、土地改良区連合が有効な手段であるとの考えを述べ、土地改良区の状況に応じて選択の幅を広げ、財務基盤が改善すれば、合併につながっていくケースもありうるとした³³。

拡充される業務の具体的な内容について農林水産省は、事務としては、施設の見回り、監視、貸借対照表等の決算関係書類の作成、賦課金の徴収等が想定され、附帯事業としては、上下流の土地改良区が共同で行う小水力発電や、近接した土地改良区が共同で行う太陽光発電等が想定されるとしている³⁴。

(7) 財務会計制度の見直し

ア 複式簿記導入の目的

複式簿記導入の目的について、農林水産省は、農業用排水施設等の老朽化が進行する中で、将来の施設更新のための費用を計画的に積み立てる必要があることから、施設の現在の評価額、施設更新に向けた積立ての状況等の財務状況を明らかにし、組合員に示すことが重要であるためとしている³⁵。

²⁸ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号5頁（平30.5.15）

²⁹ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号4頁（平30.5.15）

³⁰ 農業協同組合や農業共済組合においても、総代の選挙は各団体の自治に委ねられている。

³¹ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号20頁（平30.5.15）

³² 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号6頁（平30.5.31）

³³ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号12頁（平30.5.31）

³⁴ 第196回国会衆議院農林水産委員会議録第14号6頁（平30.5.15）

³⁵ 第196回国会参議院農林水産委員会議録第19号3頁（平30.5.31）

また、施設の減価償却額と、更新に向けた積立額との関係について問われた農林水産省は、積立ては将来の施設の円滑な更新のために行うものであるとしつつ、積立額がこれまでの減価償却額を下回る場合でも、その不足分全ての積立てを現在の世代で直ちに行わなければならないのではなく、将来世代が特別賦課金として負担することも可能であるとの見解を示した³⁶。

イ 複式簿記導入への支援

土地改良区の会計は単式簿記が中心となっており、複式簿記の実施状況は1.3%³⁷である。委員会においては、全国の土地改良区の約5割が専従職員不在であり、複式簿記の知識を有する職員もほとんどいないこと等から、導入に向けた支援が必要であるとの指摘がなされた³⁸。

複式簿記導入への支援について農林水産省は、貸借対照表の作成に必要となる土地改良施設の資産評価を行うための統一的なマニュアルを整備するとし、土地改良区が国又は地方公共団体が造成した施設の管理を受託している場合には、造成主体である国又は地方公共団体が資産評価を行い、結果を土地改良区に提供するとした³⁹。また、国、地方公共団体は、土地改良区が貸借対照表の作成を行うことができるよう、必要な指導・研修等の支援を行うとした上で、土地改良区が単独で取り組むことが困難な場合には、他の土地改良区と共同して土地改良区連合を設立し、会計事務を行う方法や、各都道府県の土地改良事業団体連合会に事務委託する方法も考えられるとした⁴⁰。

また、附帯決議において、「財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行うこと」を政府に求めている。

4. おわりに

衆参農林水産委員会においては、新たに創設される准組合員制度や財務会計制度の見直し等を中心に議論が行われた。准組合員制度や施設管理准組合員制度については、組合員の構成等、地域により状況が様々であることから、制度を利用するかどうかは土地改良区や個人が任意に判断することとなる。地域ごとに土地改良区の実態が異なるため、全国に共通するルールやガイドラインを作ることは難しいが、制度の活用状況や、耕作者への資格交替への効果、分担をめぐるトラブルが生じないか等についても、今後も注視していく必要がある。複式簿記の導入については、法施行後3年間の移行期間が設けられているものの、全ての土地改良区で導入する必要がある、円滑に導入するための支援が求められる。

「農業競争力強化プログラム」において、土地改良制度について見直しや検討を行うとされた事項については、平成29年及び30年の土地改良法改正により、全て措置されたといえる。附帯決議においては、「本法施行後5年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよ

³⁶ 第196回国会参議院農林水産委員会会議録第19号3～4頁（平30.5.31）

³⁷ 平成28年度。農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課調べ。

³⁸ 第196回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号17頁（平30.5.15）

³⁹ 第196回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号2頁（平30.5.15）

⁴⁰ 第196回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号5頁（平30.5.15）

う、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること」とされており、今後とも法改正の効果を検証し、必要な場合には見直しを行っていく必要がある。

(たなべ まゆこ)